1 基本事項

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し(骨子)案」の概要

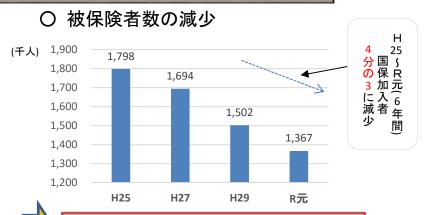
○ 位置付け:県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める(努力義務)

○ 根拠規定:国民健康保険法第82条の2第1項

○ 対象期間:平成30年度~令和5年度の6年間(中間年である令和2年度に見直しを行う)

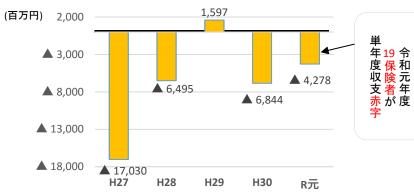
○ 基本理念:「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」

2 市町村国民健康保険の課題



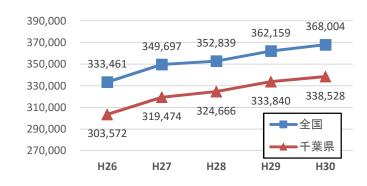
財政リスクの増加への対応が必要

〇 市町村特別会計(実質収支)の赤字



計画的な財政収支の改善が必要

〇 被保険者1人当たり医療費の伸び





医療費適正化の取組等により 伸び幅の抑制が必要

3 中間見直しにおける主な変更点(ポイント)

(1) 広域化後の国保の現状を適切に反映

- 〇広域化前の推計値を上回る被保険者数の減少傾向 ・社会保険の適用拡大 ・高齢世代の就労促進
- 〇決算補填等を目的とした法定外繰入等の縮小傾向 ・公費拡大による収支改善・計画的な削減計画の実施
- ○各種指標数値の時点修正
- ○コロナ禍が医療費等に与える影響を丁寧に注視

(2) 将来的な保険料水準の統一に向け、 市町村との議論を深化

- ○「保険料水準のあり方を引き続き検討」から一歩進めて、 将来的な保険料水準の統一について、市町村等との 本格的な議論を今後深めていくことを明確化
- 〇議論に際しては、コロナ禍が医療費等に与える影響を 丁寧に注視

(3) 各主体における取組内容を推進

- 〇収納対策を中心とした市町村の取組を反映
- ・インターネットを活用した公金収納支援
- ・外国人に対する収納対策

ほか

- 〇広域化後に県で開始した各種取組を反映
 - ・広域的な給付点検の開始
 - ・不正利得回収に係る指導等
 - ・糖尿病性腎症重症化予防のための連携体制の 構築 ほか

4 個別の取組・方針

基本的な骨格は維持

- (1) 国保の医療費及び財政の見通し
- 〇 令和7年度までの国保医療費を推計 ※最新の人口推計や国の動向を踏まえ、今後再推計
- 〇 将来的な単年度財政収支の均衡を目指す
- 〇 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

- (2) 保険料の標準的な算定方法
- ⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法 (基本的な考え方)
- 金介のでラスカテ ○ 所得と被保険者数で納付金を算定
- 〇 標準的な収納率は市町村の実績に基づき設定
- 〇 賦課限度額は政令と同額で設定

- (3) 保険料の徴収の適正な実施
- 〇 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
- (4) 保険給付の適正な実施
- (5) 医療費の適正化の取組
- (6) その他
- 〇 市町村事務の効率化の推進
- 〇 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携